

# 特別定額給付金について

国は迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市区町村を実施主体として、特別定額給付金事業(対象者1人につき10万円の給付)を実施することとしました。市では市民のみなさんに申請書を発送する準備を進めています。

☎712-8609特別定額給付金コールセンター

## 申請方法

「郵送申請」または「オンライン申請」で手続きができます。

### 郵送申請

申請書は5月29日(金)ごろに各世帯宛てに発送する予定です。市から発送された申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに返送してください。

#### 申請に必要なもの

##### 本人確認書類



- 運転免許証、運転履歴証明書
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- パスポート ● マイナンバーカード
- 在留カード、外国人登録証明など
- 上記から写しを1点、または
- 健康保険証、介護保険証、後期高齢者保険証、生活保護受給者証、年金手帳、国民年金の証書、顔写真付社員証などから写しを2点

##### 受取口座を確認できる書類



- 通帳
- キャッシュカード
- インターネットバンキングの画面など
- 上記から写しを1点

### オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイト(右記2次元コード参照)から申請できます。



#### 申請に必要なもの

##### 電子機器など



##### マイナンバーカード

##### パソコン+ICカードリーダー

または

##### マイナンバーカード対応のスマートフォン

##### 受取口座を確認できる書類



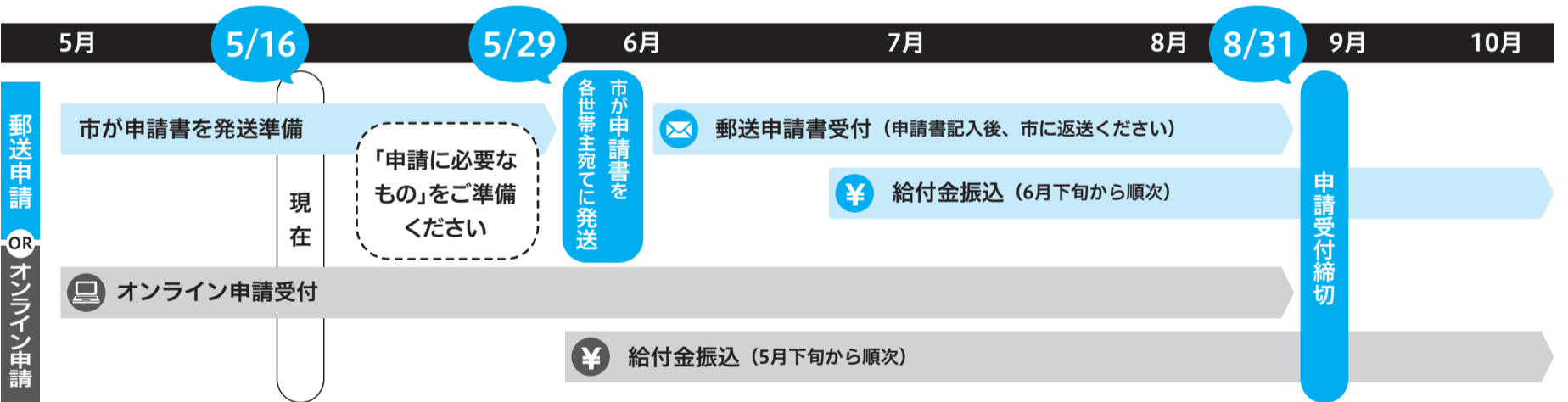
- 通帳
- キャッシュカード
- インターネットバンキングの画面など
- 上記から写しを1点

署名用電子証明書の暗証番号(英数字6~16桁)が必要です。事前に準備してください。

「郵送申請」と「オンライン申請」の手続きの準備が整ったことから、これまで市が先行して行っていた「ダウンロード版の申請」は終了しています。ダウンロード版で申請された方への振込は5月15日から順次行っています。

## スケジュール

スケジュールは状況により変更になる場合があります。



市役所の窓口では申請書の配布や受付を行っていませんのでご注意ください。

## Q&A

Q 申請書が届かないが、どうすればいい?

A 郵送申請の申請書は5月29日(金)ごろに発送予定です。6月中旬になっても届かない場合は、コールセンターに連絡してください。なお、ダウンロードした申請書で申請済みの方は、郵送による申請書が届かない場合があります。

Q オンライン申請で既に申請したが郵送で申請書が届いた。

A オンライン申請により申請いただいた場合でも、郵送による申請書が届く場合がありますが、再申請の必要はありません。再度申請いただいても給付は1回のみになります。

Q 分からないことがあったら、どこに聞けばいいですか?

A 市のコールセンターに電話でお問い合わせください。

特別定額給付金 コールセンター ☎712-8609

## 詐欺に注意してください

市役所職員が以下を行うことは絶対にありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
  - 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
  - メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること
  - 代理申請を申し出ること
- 不審な電話がありましたら、市や警察にご連絡ください。

## 配偶者からの暴力を理由に避難されている方への支援

配偶者からの暴力(DV)により避難している方は、「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」(以下「申出書」)を提出いただくことで、世帯主でなくても、給付金を受け取ることができます。対象の方は、申し出を行ってください。

申出書は市公式Webサイトからダウンロードするか、多様性社会推進課(男女共同参画センター)の窓口で用意しています。